

関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

地域脱炭素の推進は、日本の 2050 年カーボンニュートラル目標達成のためには必要不可欠なものであり、加えて脱炭素が経済競争と結びつくこの時代においては、地方の成長戦略として、地域の特徴・強みを活かしつつ地域の課題解決、魅力向上に貢献する機会となっている。

当村では、令和 4 年 7 月に環境省が実施した第 2 回脱炭素先行地域募集に応募、同年 11 月に豊かな自然資源を活用した災害に強い地域づくりと脱炭素化の同時実現を目指す豪雪農山間地域モデルとして脱炭素先行地域に採択され、以降、脱炭素先行地域づくりを実現するための各事業構築を推進しているところである。

脱炭素先行地域づくり事業の一つとして、村中心部の公共施設を自営線で連系し地域マイクログリッドを構築、平常時において新たに導入する太陽光発電や木質バイオマス発電からの再生可能エネルギー電力の有効活用を図るとともに、災害発生時においては村役場庁舎、村民会館、関川診療所、関川小学校等の地域防災に不可欠な施設（以下、「防災拠点施設」という）に対して電力を供給し地域レジリエンスの強化を目指すことを目的としている。

本業務委託では、上記の目的を踏まえつつ、以下に挙げる条件を考慮し、地域マイクログリッドの設備設計および事業計画（以下、「基本計画」という）を作成するとともに、作成した基本計画に基づき地域マイクログリッド構築に必要な設備構築を行うものである。

本要領は、公募型プロポーザルの実施に当たり、必要な事項を定めるものである。

2. 公募事業の概要

(1) 業務名

関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務

(2) 業務内容

別紙「関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務仕様書」のとおり

(3) 業務期限

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日（火）まで

(4) 提案上限額

698,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とし、上限額を超過した場合は失格とする。

(5) 契約方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定した事業者を相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

3. 公募スケジュール

本件公募型プロポーザルに関するスケジュールは、次のとおりとする。

No.	項目	期日・期間等
1	公募開始（村ホームページ掲載）	令和 6 年 2 月 15 日（木）
2	質問書の受付期限	令和 6 年 2 月 21 日（水）17 時まで
3	質問に対する回答	令和 6 年 2 月 26 日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和 6 年 3 月 5 日（火）17 時まで
5	企画提案書の提出期限	令和 6 年 3 月 13 日（水）17 時まで
6	プレゼン日時等の通知	令和 6 年 3 月 18 日（月）
7	プレゼンテーション	令和 6 年 3 月 26 日（火）予定
8	審査会並びに審査選定結果通知	令和 6 年 3 月下旬

※ 予定としてある期日について変更が生じた場合は、参加表明者に対して改めて期日等を通知する。

4. 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていない者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 75 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）および関川村暴力団排除条例（平成 21 年条例第 19 号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 公示日現在において、新潟県及び県内市町村において、入札参加資格の指名停止を受けていないこと
- ⑥ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市町村税（会社所在地の自治体に係る部分）の滞納がないこと
- ⑦ 地域のステークホルダーと連携して本件業務を遂行できる者であり、かつ、国や県の計画等を理解し、本件との整合・連携が図れ、本村の指示にも柔軟に対応できること
- ⑧ その他入札公告に記載のあるとおり

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和 6 年 2 月 21 日（水）17 時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式 2）を電子メールにより提出すること。なお、メール件名は「関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務に係る質問（事業者名）」とし、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。
- (3) 提出先 datsutanso@vill.sekikawa.lg.jp
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和 6 年 2 月 26 日（月）中に本村ホームページにて公表する。

6. 公募型プロポーザルへの参加意思の表明

本プロポーザルへの参加表明は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 5 日（火）17 時まで
- (2) 提出方法 参加表明書（様式 1）を郵送（書留）又は持参により提出すること。
- (3) 提出先 〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関18番地52
関川村 地域政策課 脱炭素推進室 TEL 0254-75-5023
- (4) その他 参加表明者には、別途プレゼンテーション日程等を通知する。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を提出すること。

7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに係る提案書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 13 日（水）17 時まで

(2) 提出方法 下記(4)の提出物を郵送(書留)又は持参により提出すること

(3) 提出先 〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関18番地52

関川村 地域政策課 脱炭素推進室 TEL 0254-75-5023

(4) 提出物

① 関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務

公募型プロポーザル企画提案書(様式3) 1部

② 会社概要(様式4) 2部

③ 業務実績調書(様式5) 2部

④ 業務実施体制調書(様式6) 2部

⑤ 総括責任者、担当者名簿(様式7) 2部

⑥ 提案書(様式任意) 8部

⑦ 経費見積書(様式8、任意様式可) 1部

※内訳明細書添付。具体的な項目や数量、積算内訳、金額等を明記すること。

⑧ 履歴事項全部証明書 1部

⑨ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)、市町村税(会社所在地の自治体に係る税分)の滞納がないことが証明できる書類(納税証明書等) 各1通

※ ⑧及び⑨については、提出日の3か月以内に発行されるものとし、写しも可とする。

(5) 提案書の書式

① A4判、両面印刷とし、表紙を含め20ページ以内とし、ページの通し番号を付すること。

② 文字サイズは、12ポイント以上で作成すること。

③ 別紙「仕様書」(4.業務の内容)に記載された全事項について提案書を作成すること。

なお、プレゼンテーションにおいては、提案書のほか、上記(4)提出物として提出した②～⑤及び⑦についても簡潔に説明を行うこと。

④ 提案上限額の範囲内において、仕様書記載の業務内容以外で、本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことができることとする。

⑤ 提案書提出期限後の差し替え等は認めない。

⑥ プレゼンテーションは、原則として、上記(4)提出物で提出したものを使用するものとし、審査員に同書類を配布する。別途プレゼンテーション用資料は作成しない。ただし、補足程度の資料であれば、配布可能とする。

8. 企画提案書の審査・選定方法

(1) 審査方法

参加資格が確認された提案者から提出された提出物については、書類審査及びプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行ったうえで審査する。

(2) プレゼンテーション方法

提案者に対して、プレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、感染症対策の観点からオンラインによるプレゼンテーションとする場合がある。

① 日程 令和6年3月26日(火)

実施時間及び会場については、令和6年3月18日（月）に参加表明書提出者に電子メールで通知する。

- ② 内容 提出された企画提案書等の説明(20分以内)、質疑及びヒアリング(40分程度)
- ③ 参加人数 2名以内とする。
- ④ 配布資料 プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書により行うこととする。ただし、補足程度の資料は当日の追加配布を認める。
- ⑤ その他 オンライン開催とする場合にあっては、1対1方式によるZoomでの開催とする。

(3) 選定方法

別表の評価基準により評価（採点）を行い、評価基準の合計点が過半数以上の者、かつ最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1優先交渉権者とする。ただし、企画提案者が1者のみであっても企画提案の評価を実施し、審査点の平均が6割を超え、適正な提案と判断された場合には、審査者の協議を経て第1優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

審査結果は、書面により通知する。また、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 失格事項

企画提案者が次の各号のいずれかに該当したときは、審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 参加資格要件に該当しない場合
- ② 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ④ 提案額が提案上限金額を超えた場合
- ⑤ この要領に定める手続き以外の手法により、審査関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ⑥ プレゼンテーションに参加しなかった場合。ただし、事故等によるやむを得ない事情により参加が出来なくなった場合は、速やかに事務局に連絡し指示を受けること
- ⑦ その他、審査会が不適合と判断した場合

9. 契約協議及び締結

- (1) 本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に関川村と契約関係は生じない。
- (2) 第1優先交渉権を得た提案者（以下「実施候補者」という。）と契約締結の交渉を行う。ただし、交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者を繰り上げてその者と交渉を行う。
- (3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内示を受けた場合、実施候補者を見積者として見積依頼を行う。見積者から見積書が提出され、その金額が予定価格の範囲内であった場合は、その者と契約を締結する。
- (4) 本村は、実施候補者と詳細な業務内容及び契約条件に関する協議を行う。協議の中で、本村

から提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることができるものとする。

- (5) 本村及び実施候補者は、協議した本業務の仕様に基づき予定価格を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。
- (6) 本村は、契約締結後においても、実施者に本件にかかる参加資格要件又は不正と認められる行為が反省した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (7) 業務料の支払いは、完了払いとし、本業務の完了検査終了後、請求に基づいて支払うものとする。

10. その他

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 実施者は、実施業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は実施業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (4) この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11. 問合せ先

〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関18番地52

関川村 地域政策課 脱炭素推進室 担当：大島、前田、田村

TEL 0254-75-5023 FAX 0254-64-0079

Mail datsutanso@vill.sekikawa.lg.jp

添付書類：

別表1 関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務プロポーザルに関する評価基準表

【別表1】

関川村地域マイクログリッド設計及び設備構築業務プロポーザルに関する評価基準表

評価項目	評価基準	配点
1.事業者としての適正	<ul style="list-style-type: none"> ・地域マイクログリッドの事業計画作成に類似する業務に関し実績を有しているか。 ・地域マイクログリッドの設備構築に関し実績を有しているか。 ・再生可能エネルギー発電事業、電力小売事業を含めた事業計画作成および実際の事業化に関し実績を有しているか。 	10
2.業務実施体制、方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者、協力企業の経験から、業務全体をスケジュール内に円滑に進められる実施体制、実施方針となっているか。 	10
3.業務に対する工夫やアイデアの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本村の脱炭素先行地域づくり事業の内容を十分に理解し、事業計画の内容に即した提案となっているか。また地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の実施要領およびその他関係要項に即した提案となっているか。 ・地域マイクログリッド事業の基本設計および事業計画作成について、業務対象地の地域性や想定される事業規模に応じた最適な基本設計および事業計画作成の手法が提案されているか。提案の適格性・実現性を評価する。 ・本村の地域特性を生かした独自の提案、付加価値が示される内容が提案されているか。(提案の内容を総合的に評価する。) 	60
4.事業者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・本村の現状、各種計画、目指す将来像を十分に理解した応答であったか。 ・村政経営や村の経済に寄与する内容の応答があったか。 ・本業務受託、実施に向けた意欲が感じられたか。 	20
合計		100

※各提案に対する採点は事務局にて採点案を作成し、審査員が事務局採点案をもとに評価・選定する。